

汚泥再生処理施設整備基本計画等策定業務

公募型プロポーザル実施要領

平成30年4月



有田周辺広域圏事務組合

目 次

1	目的	1
2	業務の概要	1
3	参加資格の条件等	1
4	実施手順	2
5	応募受付	2
6	実施要領の内容についての質問の受付及び回答	3
7	業務提案書等の提出	4
8	受注者の選定手順	5
9	参加事業者の失格	6
10	その他留意事項	6
11	担当課	7
別紙1	提出書類一覧	8
別紙2	プロポーザル評価基準	9
様式1	参加表明書	
様式2	実施体制調書	
様式3	管理技術者・照査技術者・担当技術者の経歴、業務実績	
様式4	業務実績調書	
様式5	公募型プロポーザル届出書	
様式6	質問書	

1. 目的

このプロポーザル実施要領は、有田周辺広域圏事務組合（以下「組合」という。）が発注する「汚泥再生処理施設整備基本計画等策定業務」を委託するにあたり、企画立案、技術力、専門性、実績等及びサポート力並びに本計画の確実性等と当該委託業務に最も優れた者を選定するため、公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

2. 業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 委託業務名 | 汚泥再生処理施設整備基本計画等策定業務 |
| (2) 履行場所 | 有田周辺広域圏事務組合及び構成市町（有田市、有田川町） |
| (3) 業務内容 | 別紙仕様書及び追加される業務仕様書による汚泥再生処理施設整備基本計画及び基本設計の策定 |
| (4) 委託期間 | 契約締結日の翌日から平成31年3月29日（金）まで |
| (5) 委託予算額 | 10,206,000円（消費税及び地方消費税を含む）
なお、これを上回る価格の提案は、受け付けない。 |

3. 参加資格の条件等

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の要件を満たすこと

- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- ・組合一般指名競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ・組合（有田市に準ずる）入札参加資格停止等の措置要綱（平成20年1月1日訓令第2号）及び他の地方自治において定める指名停止要件に該当していないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法にあっては更生手続の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- ・組合（有田市に準ずる）暴力団排除に関する措置要綱（平成22年9月8日訓令第47号）に定める排除措置要件に該当していないこと。
- ・法人の場合は法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は所得税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ・汚泥再生処理施設（し尿処理施設を含む）の施設整備基本計画を元請けとして受託した国内実績（平成20年度以降に契約した業務に限る。）を有すること。

4. 実施手順

公募から受注者候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおり。

内 容	期 日 等
実施要領の公表	平成30年4月 9日(月)から組合ホームページにて公開します。
参加表明書等の提出期限	平成30年4月 9日(月)から 平成30年4月23日(月)午後5時まで(必着)
質問受付期間	平成30年4月 9日(月)から 平成30年4月16日(月)午後5時まで(必着)
質問に対する回答書の公表	平成30年4月19日(木)
第一次審査(書類審査)及び結果通知の発送	平成30年4月27日(金)頃
業務提案書等の提出期間	平成30年5月 1日(火)から 平成30年5月14日(月)午後3時まで(必着)
第二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	平成30年5月21日(月) 場所：有田市役所5階会議室(詳細後日指定) ※審査の時間指定は、別途連絡する。 ※提案者のプレゼンテーションに対する質疑等を行い提案内容を評価する。 ※審査会場には、スクリーンは用意します。
第二次審査の結果通知	平成30年5月下旬頃

5. 応募受付

(1) 提出期限

平成30年4月23日(月)午後5時まで必着(いかなる理由においても提出期限後の到着は受け付けない。)

(2) 提出書類等について

別紙1「提出書類一覧」のとおり(参加表明書等の提出書類及び部数について)
提出書類等については、以下のことに留意して提出すること。

- ・提出書類④について、保有資格は当該業務に関連するものを記載すること。また、保有資格を証明する書類(技術者登録証の写し等)を添付すること。汚泥再生処理施設整備

基本計画業務の実績及び施工監理業務の実績は平成20年度以降に契約した国・地方公共団体及び一部事務組合が発注した汚泥再生処理施設（し尿処理施設を含む）整備に係る当該業務を主として担当した実績で代表的なものをそれぞれ5件、3件まで記載すること。これらについて、基幹整備事業の場合は、その旨を記載すること。また、自社の社員であることを証明できる書類（写し可）等添付すること。管理技術者（様式3-1）については手持ち業務として契約金額500万円以上の業務で、平成30年4月9日の時点で管理技術者または、担当技術者となっている件数を記載すること。

・提出書類⑤は事業者として各業務の実績件数を記載すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る）により提出すること。

※郵送の場合、表面に「汚泥再生処理施設整備基本計画等策定業務応募書類在中」と朱書きすること。

(4) 提出先

「11担当課」に同じ。

(5) 申込辞退

参加表明書の提出後に応募を辞退する場合は、平成30年4月20日（金）午後5時までに文書（様式任意）にて通知すること。

(6) 汚泥再生処理施設整備基本構想及び生活排水処理基本計画の電子データの送付

参加表明をした事業者には希望があれば「汚泥再生処理施設整備基本構想」及び「生活排水処理基本計画」の電子データ（PDFファイル）をCD-Rにて送付する。送付を希望する場合は送付を希望する旨の書類（様式任意、送付先等を明記すること）を提出書類等と同封で提出すること。手数料（送料含む）557円を組合の指示に従って後日支払うものとする。なお、送付した電子データは、業務提案書等の作成時に参考とするために使用することとし、別の目的で複製及び転載することは禁ずる。

6. 実施要領等の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付方法

「質問書」（様式6）に質問内容を記載のうえ、FAX又はE-mail（PDFファイルにして添付）により送信のうえ、「11担当課」へ受信の確認を行うこと。また、件名は「汚泥再生処理施設プロポーザル問合せ(事業者名)」とすること。なお、口頭及び電話による照会には一切応じない。

(2) 質問の受付先

「11担当課」に同じ。

(3) 質問の受付期間

平成30年4月9日（月）から平成30年4月16日（月）午後5時まで（必着）

(4) 質問の回答方法

質問に対する回答は、平成30年4月19日（木）に組合公式ホームページに公開する。公開の際、質問者の名称は公表しないこととし、質問に対する回答は、本募集

要領及び仕様書追加又は修正のみとする。

7. 業務提案書等の提出（第二次評価対象事業者のみ）

(1) 提出書類等について

別紙1「提出書類一覧」のとおり（業務提案書等の提出書類及び部数について）

提出書類等については、以下のことに留意して提出すること。

- ・業者名が判別できる表現、用紙、ロゴ等の記載をしないこと。これに反する場合は審査対象として扱わない場合がある。
- ・提出書類②は、それぞれ下記の業務目的を達成するために必要な当委託業務の業務仕様書（第2章業務内容）を提案すること。また、組合による汚泥再生処理施設の整備計画において、より合理的な業務手法などがあれば、適宜提案すること。枚数はA4用紙4枚以内とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。

汚泥再生処理施設整備基本計画	
業務目的	<p>組合が計画する汚泥再生処理施設の整備に関し、「汚泥再生処理施設整備基本構想」「生活排水処理基本計画」の方針に基づき、合理的かつ経済的な汚泥再生処理施設整備のための整備方針、整備に関する基本的事項、新施設のイメージなどを策定するものである。</p> <p>本業務では、施設整備の基本方針などを定めるための検討資料を作成のうえ、基礎的事項から最新情報まで取り入れ、本組合内部で十分検討できるよう配慮し、かつ合理性、経済性、維持管理性を重視した「施設計画」を策定することを目的とする。</p> <p>なお、施設整備工事は循環型社会形成推進交付金事業（環境省：廃棄物処理施設建設工事）として行い、資源循環型社会への移行に向け貢献できるものとし、資源循環を考慮した汚泥再生処理施設として、従来のし尿処理施設からの脱皮を図るものとする。</p>
汚泥再生処理施設整備基本設計	
業務目的	<p>本組合が発注する汚泥再生処理施設整備工事に関連する一連の作業を適正かつ効率的に実施するために、施設基本計画に基づき整備に関する基本的要件を具体的に定めることを目的とする。なお、プラントメーカーへの工事発注は、性能発注（設計施工一括発注）による総合評価落札方式を予定している。</p>

- ・提出書類③は、業務の方針・実施フロー及びスケジュールを記載すること。枚数はA4用紙4枚程度とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。
- ・提出書類④は、次の表のとおり今年度に別発注にて実施予定の測量業務、地質調査業務、敷地造成設計業務、生活環境影響調査業務との連携について、どのような方針で業務を遂行していくか記載すること。枚数はA4用紙3枚程度とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。

実施スケジュール(予定)

	H30	H31	備考
施設整備基本計画等 (本業務)			
測 量			
地 質 調 査			
敷地造成設計			
生活環境影響調査			現況調査は夏・冬

- ・提出書類⑤はその他で提案者としてアピールしたい内容などを記載すること。枚数はA4用紙2枚程度とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る）により提出すること。

※郵送の場合、表面に「汚泥再生処理施設整備基本計画等策定業務応募書類在中」と朱書きすること。

(3) 提出先

「11担当課」に同じ。

(4) 提出期限

平成30年5月14日（月）午後3時まで（必着）

8. 受注者の選定手順

汚泥再生処理施設整備基本計画等策定業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、受注候補者を選定することとする。選考審査基準は別紙2「プロポーザル評価基準」のとおりとする。

(1) 第一次審査及び結果通知

提出された書類（別紙1「提出書類一覧」の参加表明書等の提出書類及び部数について）に基づき、選定委員会で内容等の審査を実施し、評価の高かった上位5社程度について第二次評価対象事業者を選考する。

本プロポーザル第一次審査における経緯および結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

第一次審査の結果は、平成30年4月27日（金）頃に、全応募事業者に対して通知する。

(2) 第二次審査及び結果通知

第二次審査の対象となった事業者は、業務提案書提出後、提案内容についての説明（プレゼンテーション）を行い、その内容等について選定委員会が質疑（ヒアリング）を行う。選定委員会は第一次審査の得点との総計が最も高い提案をした事業者を最優秀提案者として受注候補者に選定する。得点の総計が最も高い提案をした事業者が2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、受注候補者を特定する。

プレゼンテーションについて、事業者は説明するポイントを簡潔に提示する等、第二次審査用に資料を別途準備することは構わないが、提出されている業務提案書

との乖離がある場合は評価の対象としない。

プレゼンテーション及びヒアリングの際、業者名が判別できる資料、名札、その他を使用しないこと。ただし、プレゼンテーション当日の受付時に説明者の本人確認をするので名刺等を用意すること。

本プロポーザル第二次審査における経緯および結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

プレゼンテーション及びヒアリングについては下記のとおり実施し、組合により記録をとることとする。

①所要時間

プレゼンテーション及びヒアリング含めて30分程度とする。

プレゼンテーション15分、休憩5分、ヒアリング10分程度とする。

②説明者及び人数

説明者については、本業務を担当する管理技術者とし、会場への入室は3名以内とする。

③機器等

プレゼンテーション時にパソコン・プロジェクター等を使用する場合は、組合でスクリーンについては用意するが、他の必要機器については各事業者で用意するものとする。

第二次審査の結果は、平成30年5月下旬頃に、全応募事業者に対して通知する。

また、最優秀提案者の事業者名と次点の事業者名をホームページに掲載する。

9. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 「業務提案書等の提出」の提出期限を過ぎて提出された場合
- (4) 選定委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (5) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (6) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (7) 前各号に定めるものの他、提案にあたり著しく信義に反する行為があったと認められる場合

10. その他留意事項

- (1) 本件に参加するために必要となる諸費用は、すべて参加する事業者の負担とする。
- (2) 書類提出後の業務提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出された業務提案書等については返却しない。
- (4) 契約及び業務仕様は組合及び受注候補者が内容について協議を行い、組合指定の標準契約書を使用し締結をする。なお、受注候補者が「9 参加事業者の失格」に該当することが判明した場合、又は受注候補者と何らかの理由により契約が行えなかった場合

- 若しくは辞退した場合は、選定順次位以降の事業者と契約締結交渉するものとする。
- (5) 提出された提案関係書類は、組合が必要に応じて複製する場合がある。
 - (6) 提案書等に関する著作権については、提案者に帰属するものとする。ただし、受注候補者として特定された提案書及び成果品の著作権については、組合に帰属するものとする。
 - (7) 参加事業者が本プロポーザルを途中で辞退する場合にあつては、速やかに「1 1 担当課」の担当者に連絡のうえ、辞退届（様式任意）を提出すること。
 - (8) 本業務の実施にあたって、配置予定管理技術者等は原則として、変更することができない。ただし、傷病、死亡、退職等やむを得ない理由により変更が必要となった場合は、この限りではない。
 - (9) 本業務提案説明終了後も本件に係る守秘義務は継続するものとする。

1 1. 担当課

〒649-0304 和歌山県有田市箕島 50 番地

有田市役所 3 階

有田周辺広域圏事務組合

事務局 担当者（ 藤田、森川 ）

電話：0737-83-4491

FAX：0737-82-1499

E-Mail info@aridakouiki.jp

提出書類一覧

提出書類については様式に従った記載がされていけば可とする。

参加表明書等の提出書類及び部数について

①	参加表明書（様式 1）	1 部
②	会社概要・組織概要・技術者及び有資格者数（任意様式）	1 3 部
③	実施体制調書（様式 2）	1 3 部
④	管理技術者・照査技術者・担当技術者の経歴、業務実績（様式 3-1～3）	1 3 部
⑤	業務実績調書（様式 4）	1 3 部

※提出書類②～⑤については、A4 縦長ファイルに綴じて、正本（押印したもの）1 部及び副本 1 2 部を提出すること。

業務提案書等の提出書類及び部数について

①	公募型プロポーザル届出書（様式 5）	1 部
②	汚泥再生処理施設整備基本計画等策定業務仕様書_第 2 章（任意様式）	1 3 部
③	業務の方針・実施フロー及びスケジュール（任意様式）	1 3 部
④	他業務との連携について（任意様式）	1 3 部
⑤	その他「提案者としてアピールしたい内容等」（任意様式）	1 3 部
⑥	見積書（任意様式）消費税は含まないものとする。	1 部

※提出書類②～⑤については、A4 縦長ファイルに綴じて、正本（押印したもの）1 部及び副本 1 2 部を提出すること。

プロポーザル評価基準

審査項目		審査の着眼点	配点
第一次審査	①事業者の信頼性	・技術者数	20
		・有資格者数	
		・業務実施体制	
	②業務実績	・汚泥再生処理施設整備基本計画実績	40
		・施設規模100kl/日以上の実績	
		・発注支援業務・施工監理業務の実績	
	③予定技術者の実績	・管理技術者能力、経験及び実績等	40
		・照査技術者能力、経験及び実績等	
		・担当技術者能力、経験及び実績等	
小計			100
第二次審査	①業務仕様書	・業務理解度	10
		・内容の的確性	
	②業務の方針・実施フロー及びスケジュール	・内容の妥当性	20
		・その他	
	③他業務との連携について	・内容の実現性	25
		・組合にとっての有益性	
		・その他	
	④その他	・組合にとっての有益性	25
		・専門技術力	
		・その他	
	⑤ヒアリング	・専門技術力	10
		・質問に対する応答の明確性	
・業務に対する取組みの姿勢			
⑥見積金額	・見積金額の妥当性	10	
小計			100
合計			200